

## 2007 年度前期日程入試問題 法学専門試験 憲法

下記の問 ・問 のうち、いずれか 1 問を選択して解答しなさい( 答案の冒頭に、選択した問題の番号を必ず記入すること )。

### 問

A 県労働委員会は、医療法人( 社団 ) B に対して、B が B の経営する病院に勤務する労働組合員 C に対して夏季一時金についての団体交渉の際に行った行為を不当労働行為として認定するとともに、「当社団が行った行為は、A 県労働委員会により不当労働行為と認定されました。当社団は、ここに深く反省するとともに今後、再びかかる行為を繰り返さないことを誓約します」とする「誓約書」を B の経営する病院の入口附近の従業員の見やすい位置に、毀損することなく一週間掲示しなければならないとする「ポスト・ノーティス命令」を含む救済命令を出した。

本件に含まれる憲法上の問題について、関連する最高裁判所判例の立場をふまえた上で、検討しなさい。

### < 出題意図 >

本問は、いわゆる「ポスト・ノーティス命令」が憲法第 19 条の保障する思想・良心の自由を侵害することになるかどうか、および、その前提問題として、本件社団等の「法人」が憲法第 19 条の保障する思想・良心の自由を享受しうるかどうかを併せて問うことを意図したものである。

本問の採点にあたっては、法人の人権享有主体性、特に思想・良心の自由を法人も享有するかどうかについて関連する最高裁判決の内容についての正確な理解が得られているかどうか、および謝罪強制等による思想・良心の自由の侵害に関する最高裁判例の内容についての正確な理解が得られているかどうかという観点を重視した。

### 問

情報公開訴訟に、裁判官が、開示請求者側を排除し非公開で、情報開示請求に係る行政文書等を直接見分するいわゆるイン・カメラ審理を導入するため、情報公開法( 行政機関の保有する情報の公開に関する法律( 平成 11 年法律第 42 号 )) の一部を改正する下記のような法律案が国会に上程されたとする。

この法律案が、裁判の公開を定めた憲法第 82 条との間で生じさせるおそれのある憲法上の問題点について検討しなさい。なお、行政法上ならびに行政訴訟法上の問題点については、検討する必要はない。

## 法律案

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 21 条の 2 として、第 21 条の後に次の 1 条を追加する。

第 21 条の 2 情報公開訴訟を審理する裁判所は、必要があると認めるときは、行政庁に対し、情報公開訴訟に係る行政文書を提示させることができる。この場合においては、何人も、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 行政庁は、情報公開訴訟を審理する裁判所から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

### < 出題意図 >

本問は、情報公開訴訟においていわゆるイン・カメラ審理手続を採用することとした場合、それが裁判の公開原則を定める憲法第 82 条に抵触するかどうかを検討させることを意図したものである。

本問では、イン・カメラ審理手続と憲法第 82 条の裁判の公開原則との関係について論理的整合性を有する議論が展開できているかどうか、さらにこれらの問題を検討する前提として、憲法第 82 条第 1 項にいう「裁判の対審」の意義と範囲、イン・カメラ審理手続と知る権利の関係等について正確な理解が得られているかどうかという観点から採点した。

## 2007 年度後期日程入試問題 法学専門試験 憲法

下記の間・問のうち、いずれか 1 問を選択して解答しなさい(答案の冒頭に、選択した問題の番号を必ず記入すること)。

### 問

公職選挙法第 201 条の 15 所定の機関紙でなく、かつ毎月 3 回以上定期的に有償頒布してはいない新聞紙「A」の編集・発行・経営を担当する者 X が、2003 年 4 月施行の B 県議会議員選挙に際し、その選挙運動の期間中に、C 選挙区から立候補した者ら全員の得票数および当落の予想を論じる報道および評論を同新聞紙に掲載した。これが同法第 148 条第 3 項に違反するとして、X は同法第 235 条の 2 第 2 号により起訴された。

この事案における憲法問題について論じなさい。

### < 出題の意図および論点 >

#### 出題の意図

本問題の事例は、選挙における報道及び論評の規制(事前抑制)の合憲性が問題になった公職選挙法違反被告事件(最高裁 1984 年 12 月 12 日大法廷判決・刑集 33 巻 7 号 1074 頁)の年月を変更するなどしたものである。この事案の憲法問題は、「憲法判例百選」でも取り上げられており、憲法学ではベーシックな問題である。

#### 論点

- ・ 立法目的をどのように解するのか。
- ・ 立法目的を達成する手段として公選法の規定をどのように評価するのか。
- ・ 法律の定める要件を充足しない報道機関の選挙報道・論評の禁止としての事前抑制が憲法上許容されるか否か。
- ・ 最高裁判決における合憲限定解釈をどのように評価するのか。

### 問

A 町では、幼児数の増加に伴い公立幼稚園設置の要望が高まっているものの、予算上その要望に応えることができないので、A 町の町長 Y は、幼児の保護者および教員をもって構成される私立の幼児教室に対して、A 町所有の土地および建物を無償で使用させるとともに、毎年補助金を支出してきた。これに対して町民 X は、当該幼児教室に対する上記優遇措置は違憲であるとして、地方自治法に基づき Y を相手取り訴訟を提起した。

この事案における憲法問題について論じなさい。なお、行政法上および行政訴訟法上の問題点については、論じる必要はない。

< 出題の意図および論点 >

出題意図

本問題の事例は、憲法第 8 9 条後段の「公の支配」に属していない事業への公金支出の合憲性が問題になった公金支出差止等請求事件（1990 年 1 月 29 日東京高裁判決・高民 43 卷 1 号 1 頁）を基に作成したものである。

この事案の憲法問題は、憲法判例百選でも取り上げられており、憲法学ではベーシックな問題である。

論点

- ・ 憲法第 8 9 条後段の意義について（同条前段との異同）どのように解釈するか。
- ・ 憲法第 8 9 条後段の「公の支配」をどのように解釈するのか。
- ・ 幼児教室の事業は教育なのか慈善・博愛の事業なのか（保育と教育との関係をどのように考えるのか）否か。
- ・ 設問における優遇措置が憲法第 8 9 条後段の禁止する公金支出であるか否か。